別記1

**第１　日常における対策**

１　ガス会社が行う定期点検等の立会い

防火・防災管理者は、ガス会社等が行う定期点検等に立会い、状況の確認に努める。

**第２　ガス漏れ時の応急措置**

１　ガス漏れ覚知時の措置

防火・防災管理者は、ガス漏れの通報又はガス漏れ火災警報設備等の作動により、ガス漏れを覚知した場合は次に定める必要な措置をとる。

⑴　ガス臭気の通報があった場合、〔　　　　　　（例）防災センター〕の勤務員は、ガス漏れ場所のガス臭気の程度及び実施した措置等について聴取し、その状況を館内放送する。

⑵　〔　　　　　　（例）防災センター〕の勤務員は、ガス漏れ火災警報設備等が作動したことを放送する。また、検知器の作動した場所の従業員は、その状況を〔

　　　　　　　（例）防災センター〕に報告する。

⑶　ガス臭気の通報があった場合、〔　　　　　　（例）防災センター〕の勤務員は、直ちにガス漏れ区域に直行し、その状況を〔　　　　　（例）防災センター〕に報告する。

２　通報連絡

〔　　　　　（例）防災センター〕の勤務員は、ガス漏れを確認後、直ちに大阪ガス（　　　）営業所（電話番号　　　　－　　　　）及び１１９番へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、次の内容を放送する。

⑴　ガス器具のほか、電熱器を含むすべての火気の使用禁止

⑵　喫煙の禁止

⑶　電源スイッチ操作の禁止

⑷　火花を生ずるおそれのある作業又は行為の禁止

３　避難誘導

ガス漏れが発生した場合、自衛消防隊長は時機を失することなく在館者に避難の指示をするとともに、火災時の自衛消防活動と同様の避難誘導体制をとる。

４　漏えいガスの排除

漏えいガスは、窓等の開放による自然換気を原則として拡散排除に努める。

　５　立入禁止区域の設定

立入禁止区域を設定する時機、範囲及び設定要領については、次による。

⑴　立入禁止区域を設定する時機は、ビル内のガス漏れの状況及び避難状況を勘案して、できる限り早い時機に設定する。

⑵　立入禁止区域の範囲は、避難を指示した範囲とし、その区域にある出入口付近等爆発による影響があると思われる部分を判断のうえ、禁止区域を設定する。

⑶　立入禁止区域は、ロープ及び標識等により表示し、区域を明示する。

６　消防隊及びガス会社への情報提供

消防隊及びガス会社の職員が到着したときは、次の情報を提供する。

⑴　漏えい箇所

⑵　爆発の有無、発生箇所及び被害の状況

⑶　緊急遮断等ガス供給停止の有無及び停止箇所

⑷　火気使用設備・器具等の使用停止及び電源遮断の状況

⑸　避難誘導の状況

⑹　死傷者や逃げ遅れた者の有無と人数

⑺　自衛消防隊の活動状況

⑻　その他必要な事項

７　緊急遮断弁を閉止した場合における復旧の際の留意事項

緊急遮断弁を閉止した場合、ガスを使用している施設にあっては、次の事項を遵守しなければならない。

⑴　器具栓、元栓及びメーターコックをすべて閉止し、ガス会社の許可があるまでこれを操作してはならない。

⑵　関係機関又は〔　　　　　　（例）防災センター〕からの指示があるまで、一切の火気を使用しない。

**第３　教育及び訓練**

１　教育の実施

教育は、防災教育の時期に合わせて実施するものとし、内容は次による。

⑴　ガス爆発の影響範囲に関する知識

⑵　ガス漏えい時の措置

⑶　ガス漏れ火災警報設備等の機能

⑷　緊急遮断弁の位置及び閉止の基準等

⑸　その他必要な事項

２　訓練の実施

訓練は、自衛消防訓練の時期に合わせて実施するものとし、実施内容は次による。

⑴　通報伝達

⑵　爆発防止措置

⑶　在館者等の避難誘導

⑷　ガス漏れ箇所の確認

⑸　緊急遮断弁の閉止操作

⑹　立入禁止区域設定

⑺　救助、救急

⑻　救護所の設営及び負傷者の状況等の情報収集

⑼　その他

別記２

